

# 介護老人福祉施設 契約書

社会福祉法人 不二健育会  
特別養護老人ホーム ケアポート板橋

施設利用者 \_\_\_\_\_ 様(以下、「利用者」といいます)と介護老人福祉施設 ケアポート板橋(以下、「施設」といいます)は施設が利用者に対して行う介護老人福祉施設サービスについて、次のとおり契約します。

#### 第1条(契約の目的)

施設は、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって介護老人福祉施設サービスを提供します。利用者は、施設に対しそのサービスに対する料金を支払います。

#### 第2条(契約期間)

- (1) この契約の契約期間は 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から利用者の要介護認定の有効期間満了までとします。
- (2) 契約満了 30 日前までに、利用者から施設に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、且つ利用者が要介護認定の更新で要介護者(要介護1から要介護5)と認定された場合、契約は更新されるものとします。

#### 第3条(施設介護サービス計画)

施設は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- (1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設介護サービス計画を作成します。
- (2) 必要に応じて施設介護サービス計画を変更します。
- (3) 施設介護サービス計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者または代理人に説明します。

#### 第4条(介護老人福祉施設サービスの内容)

- (1) 施設は、施設介護サービス計画に沿って、利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設介護サービス計画が作成されるまでの期間も利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供いたします。
- (2) 利用者が、利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】のとおりです。施設は【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- (3) 施設は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。

#### 第5条(要介護認定に係る援助)

- (1) 施設は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう、利用者を支援します。
- (2) 施設は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

#### 第6条(サービスの提供の記録)

- (1) 施設は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約の終了後2年間保管します。

- (2) 利用者は、平日の午前9時から午後5時の間に施設内にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- (3) 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

#### 第7条(料金)

- (1) 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- (2) 施設は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月 15 日頃までに利用者へ通知します。
- (3) 利用者は、当月の料金の合計額を翌月 27 日までに(原則として自動引落の方法で)支払います。
- (4) 施設は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

#### 第8条(契約の終了)

- (1) 利用者は、施設に対して(30 日間の予告期間において)文書で通知することにより、この契約を終了することができます。
- (2) 次の事由に該当した場合、施設は、利用に対して 30 日間の予告期間において、文書で通知することにより、この契約を終了することができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、30 日間以内に支払われない場合
  - ② 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または、入院後 3 ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
  - ③ 利用者が、施設及び施設従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為があった場合
  - ④ やむを得ない事情により施設を閉鎖または、縮小する場合
- (3) 利用者が、要介護認定の更新で非該当(自立)または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- (4) 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者が死亡した場合

#### 第9条(退所時の援助)

施設は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望や利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な支援を行います。

#### 第10条(秘密保持)

- (1) 施設及び施設従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 施設は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供しません。

#### 第11条(身体拘束の禁止)

法人規定『身体拘束等の排除の理念及び方針』に基づき、利用者の人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するよう努める。

#### 第12条(緊急時の対応)

施設は、利用者の病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡すると共に速やかに医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

#### 第13条(事故発生時の対応)

サービスの提供中において、事故が発生した際には速やかに関係者・部署への連絡、及び緊急を要する場合には救急対応・主治医への連絡を行うものとする。また事故の詳細については記録を残すと共に、再発防止に努めることとする。

#### 第14条(賠償責任・免責事由)

- (1) 事業者は、サービスの提供に際して、施設の故意又は過失によって利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、利用者の側に過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- (2) 本契約の有効期間中に契約者に生じた損害であっても、以下の各号に該当する場合、その損害に対する事業者の賠償責任は免除されるものとします。
  - ① 利用者が契約締結時にその身体の状態及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
  - ② 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する事業者からの聴取・確認に対し、故意にこれを告げず、または、不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
  - ③ 利用者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
  - ④ 利用者が、施設及び施設従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。
  - ⑤ 天災・地震等の不可抗力に専ら起因して損害が発生した場合。

#### 第15条(相談・苦情対応)

施設は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置します。施設の設定または、サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、速やかに対処し適切に回答を行うものとします。

#### 第16条(本契約に定めのない事項)

- (1) 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- (2) この契約に定めのない事項については、介護保険法令・民法・老人福祉法・その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

< 事業者 >

所在地 東京都板橋区舟渡三丁目 4 番 8 号  
事業者名称 社会福祉法人 不二健育会  
施設名称 介護老人福祉施設 ケアポート板橋  
(東京都 1371900299号)  
代表者 理事長 竹川 節男

< 利用者 > 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

< 代理人 > 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_